

## ① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

資産の種類及び名称		1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	
翌期繰越額の計算		3	円	円	円	円	円
当期益金算入額	期首特別修繕準備金の金額	4					
	特別修繕費を支出した場合による益金算入額	5					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額((3)-(4)-(6))と(4)のうち少ない金額)	6					
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)		8					
当期積立額		9					
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11)-(8) (マイナスの場合0)	12					
	当期の月数 積立期間の月数	13	—	—	—	—	
	(11) × (13)	14	円	円	円	円	
	積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積立限度超過額 (9)-(15)		16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)		17					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
	差引 (18)-(17)	19					
	当期分 (7)-(9)-(18)-前期の(18))	20					
	当期に生じた差額の合計額 (16)+(20)	21					
	前期末における差額 (前期の(19))	22					

## 特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算

積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了日の特別修繕準備金の金額	23	円	円	円	円	円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{60}$	24					

## 別表十二（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第57条の8（特別修繕準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の58（特別修繕準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「資産の種類及び名称1」には、船舶については1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。

3 「前回の定期検査又は特別修繕の年月日2」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度である場合は、当期の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。

4 「期首特別修繕準備金の金額3」には、当期首現在における税務計算上の特別修繕準備金の金額を記載します。

5 「当期積立額9」には、当期において損金経理又は決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別修繕準備金として積み立てた金額を記載します。

6 「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額10」は、①当該資産につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には「、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき当期末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。

7 「積立限度額の計算」の「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$ <sup>13</sup>」は、次により記載します。

(1) 「積立期間の月数」には、措置法令第33条の7（特別修繕準備金）若しくは措置法規則第21条の14第3項（特別修繕準備金）又は措置法令第39条の85（特別

修繕準備金）若しくは措置法規則第22条の58第3項（特別修繕準備金）において資産別に定められている月数を記載します。

(2) 「当期の月数」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度又は連結事業年度である場合は、その完了の日から当期末までの期間の月数を記載します。

なお、措置法第57条の8第10項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の58第9項の規定の適用を受ける場合にあっては、「当期首から適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日の前日までの期間の月数」を記載し、当期が同法第57条の8第12項、第13項、第15項若しくは第17項又は同法第68条の58第11項、第12項、第14項若しくは第16項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度又は連結事業年度である場合にあっては、「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日から当期末までの期間の月数」を記載します。

(3) 「積立期間の月数」及び「当期の月数」の月数は、1月未満の端数が生じた場合には1月として計算します。

8 「積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額<sup>23</sup>」は、各事業年度又は各連結事業年度終了の日において、前事業年度（連結事業年度）から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうちに当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措置法令第33条の7第14項又は第39条の85第14項で定める日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過したものがある場合には、当該経過した事業年度又は連結事業年度終了の日の「8」を記載します。

9 「積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{1}{60} 24$ 」の分子の空欄には、当期の月数を記載します。